明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（四一）　四
○道路交通法の一部を改正する法律（四二）　一〇
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（四三）　一五
〔政　令〕
○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七九）　二五
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八〇）　二六
〔省　令〕
○公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五九）　二六
○伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部を改正する省令（**文部科学**二一）　二六
○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一八）　二六
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一一九）　二六
○水道法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二〇）　二六
○厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通**一）　三三
○航空法関係手数料規則の一部を改正する省令（**国土交通**五四）　三三
〔告　示〕
○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件（**総務**一八八）　三三
〔公　告〕
諸事項　四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第四一号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の㈠及び㈡について、関係法律の改正を行うこととした。

㈠　住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うこと。

㈡　地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律

（法律第四二号）（警察庁）

1　高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

㈠　運転技能検査に関する規定の整備（第九七条の二及び第一〇一条の四関係）

(1)　七五歳以上の者（普通自動車対応免許を現に受けている者であって、一定の基準に該当するものに限る。）は、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転免許証の更新期間が満了する日前六月以内に、普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（以下「運転技能検査」という。）を受けていなければならないこととした。運転免許が失効した後六月以内の者等が運転免許の再取得に係る運転免許試験の一部の免除を受けようとする場合も同様とすることとした。

(2)　公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

㈡　申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備（第九一条の二関係）

(1)　運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定するなど一定の条件を付し、又はこれを変更することを申請することができることとした。

(2)　(1)による申請を受けた公安委員会は、当該申請に係る運転免許に条件を付し、又は当該申請に係る運転免許に付されている条件を変更するものとした。

㈢　運転免許取得者等検査の認定に関する規定の整備（第九七条の二、第一〇一条の四及び第一〇八条の三二の三関係）

(1)　運転免許を現に受けている者等に対し加齢に伴って生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、その方法の区分ごとに、公安委員会に申請して、当該検査が一定の基準に適合している旨の認定を受けることができることとした。

(2)　(1)の認定を受けた検査のうち認知機能検査又は運転技能検査と同等の効果がある方法の基準に適合するものについて、認知機能検査又は運転技能検査と同様に取り扱うこととした。

2　運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

㈠　運転免許の受験資格の特例に関する規定の整備（第九六条関係）

(1)　一定の教習を修了した者は、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上である場合には、大型自動車免許及び中型自動車免許の運転免許試験を受けることができることとした。

(2)　一定の教習を修了した者は、一九歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上である場合には、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとした。